

令和5年第1回

印西市教育委員会定例会会議録

令和5年1月25日（水）

令和5年第1回印西市教育委員会定例会会議録

日時：令和5年1月25日(水)午後3時

場所：印西市役所4階41会議室

1. 開 会
2. 開 議
3. 議事日程の報告

(議事日程)

- 日程第 1 会議録署名委員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 教育長報告
- 日程第 4 報告第1号
令和4年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について
- 日程第 5 報告第2号
令和4年度末及び令和5年度教職員人事異動方針について
- 日程第 6 議案第1号
令和4年度教育費補正予算について
- 日程第 7 議案第2号
令和5年度教育費当初予算について
- 日程第 8 議案第3号
印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について
- 日程第 9 議案第4号
印西市教育委員会の所管に係る個人情報保護に関する法律施行条例施行規則の制定について
- 日程第10 議案第5号
印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第11 議案第6号
印西市文化ホール事業基金条例を廃止する条例の制定について
- 日程第12 その他

追加日程第 1

大野忠寄委員の教育委員辞職の件

4. 閉 議
5. 閉 会

教育長及び出席委員(5名)

	教 育 長	大 木	弘
1 番	教育長職務代理者	大 野 忠 寄	
2 番	委 員	寺 田 充 良	
3 番	委 員	鈴 木 裕 枝	
4 番	委 員	栃 尾 知 子	

欠席委員(なし)

説明のため出席した職員(6名)

教 育 部 長	土 屋 茂 巳
教 育 部 副 参 事 (教育総務課長事務取扱)	伊 藤 章
学 務 課 長	佐 久 間 庸 夫
指 導 課 長	石 川 真 樹 子
学 校 給 食 課 長	海 老 原 裕 之
生 涯 学 習 課 長	鈴 木 圭 一

職務のため出席した職員(3名)

教 育 総 務 課 課 長 補 佐	秋 本 康 一
教 育 総 務 課 総 務 係 係 長	荒 川 由 弥
教 育 総 務 課 総 務 係 主 査	石 原 祐 之

(15時00分)

(開会の宣告)

教 育 長

ただいまより令和5年第1回印西市教育委員会定例会を開会いたします。

(出席者の報告)

教 育 長

本定例会の出席職員につきましては、印西市教育委員会会議規則第14条の規定により、教育部長、教育総務課長、学務課長、指導課長、学校給食課長、生涯学習課長、教育総務課職員となります。

(開議の宣告)

教 育 長

それでは、これより開議いたします。

(議事日程の報告)

教 育 長

本日の議事日程については、お手元にお配りしたとおりです。ご了承願います。

(会議録署名委員の指名)

教 育 長

日程第1 会議録署名委員の指名を行います。
本日の会議録署名委員は、会議規則第31条の規定により、4番、栃尾委員を指名します。

(会期の決定)

教 育 長

日程第2 会期の決定を行います。
本定例会の会期は、会議規則第4条の規定により、本日1日とします。

日程第3 教育長報告を行います。

それでは、経過報告から申し上げます。

12月21日水曜日、印西市初級職員の採用面接が市役所で行われました。

22日木曜日、民生委員推薦会が市役所であり、出席をしてまいりました。

同日、第6回学校適正配置審議会が市役所であり、出席をいたしました。

1月になりまして7日土曜日、令和5年印西市消防出初式が松山下公園総合体育館であり、出席をしてまいりました。

8日日曜日、令和5年印西市二十歳を祝う会が松山下公園総合体育館であり、出席をしてまいりました。委員の皆様にもご臨席をいただきました。誠にありがとうございました。

11日水曜日、政策調整会議が市役所でありました。

同日、第4回印旛地区教育長会議が佐倉市であり、出席をしてまいりました。

17日火曜日、第6回市校長会議が西の原小学校であり、出席をしてまいりました。

21日土曜日、六合小学校創立150周年記念式典が六合小学校であり、出席をしてまいりました。

25日水曜日、社会を明るくする運動作文コンテスト表彰式が文化ホールであり、出席をしてまいりました。本年、作文コンテストで小倉台小のお子様の作文が県知事賞、最高賞を取りました。

そして、ただいまでございますが、令和5年第1回教育委員会定例会が開催されております。

行事予定でございます。

1月26日木曜日、第7回学校適正配置審議会が市役所で開催されます。

同日、第9回市教頭会議が教育センターで開催されます。

27日金曜日、市総合計画策定本部会議が市役所であり、出席をする予定です。

同日ですが、千教連第2回教育長・教育委員研修会が流山市であり、委員の皆様と一緒に出席をする予定でございます。

29日日曜日、令和4年度文化財防災訓練が栄福寺であり、出席をする予定です。

30日月曜日、令和4年度印西市教育委員会児童・生徒表彰式が市役所であります。児童・生徒表彰につきましては後ほど報告がございますので、よろしく願いいたします。

2月に入りまして3日金曜日、第4回学校給食センター運営委員会が中央学校給食センターで開催されます。

同日、令和4年度印教連教育功労表彰式が佐倉市であり、出席をいたします。それに引き続いて、第4回印教連定例常任委員会が同会場であり、出席をする予定です。

8日水曜日、政策調整会議が市役所であります。

13日月曜日、第7回市校長会議が教育センターで開催されます。

14日火曜日、令和5年第1回市議会定例会が開会されます。会期は3月14日まででございます。

同日、令和4年度末教職員人事異動の2次面接が栄町であり、出席をする予定です。

21日火曜日、令和5年第2回教育委員会定例会が市役所で開催される予定でございます。

以上でございます。

何かご質問ございますでしょうか。

各 委 員
教 育 長

なし

ありがとうございました。

報告については以上でございます。

ここからの議事進行については、教育委員会会議規則第26条の2の規定により、大野教育長職務代理者をお願いいたします。よろしく願いいたします。

職 務 代 理 者
(報 告 第 1 号)
職 務 代 理 者

それでは、これより議事の進行を行わせていただきます。

日程第4 報告第1号 令和4年度印西市教育委員会児童・生徒表彰についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育総務課長。

教 育 総 務 課 長

それでは、ご説明させていただきます。

報告第1号 令和4年度印西市教育委員会児童・生徒表彰について。

印西市教育委員会児童・生徒表彰の被表彰者を印西市教育委員会児童・生徒表彰規程第3条第3項の規定により、別紙のとおり決定したので報告する。

令和5年1月25日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、児童・生徒表彰についてご報告させていただきます。

この表彰は、印西市内の小・中学校に在籍する児童・生徒及び団体に対し、学芸、スポーツ等の分野において優れた成績を収めたとき及び他の模範となる行動をしたとき、その功績をたたえ、表彰するものでございます。具体的には、県大会3位以上相当の成績を収めた児童・生徒について表彰するものでございます。

今回表彰いたしますのは、児童につきましては個人44名、団体4団体、生徒につきましては個人28名、団体5団体、合計、個人72名と9団体

でございます。部門別で申し上げますと、芸術部門が個人18名、団体は
ございません。スポーツ部門が個人54名、団体9団体でございます。

被表彰者の学校名、学年、氏名及び内容につきましては別添の児童・
生徒表彰の被表彰者一覧のとおりでございますので、ご確認いただきたい
と思います。

なお、表彰式につきましては、1月30日月曜日に行う予定でございま
す。

報告第1号につきましては、以上でございます。よろしく願いいた
します。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

質疑なしと認めます。

以上で報告第1号を終わります。

(報告第2号)

職務代理者

日程第5 報告第2号 令和4年度末及び令和5年度教職員人事異動方針
についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

それでは、報告第2号 令和4年度末及び令和5年度教職員人事異動方
針について。

令和4年度末及び令和5年度教職員人事異動方針について、別紙のと
おり報告する。

令和5年1月25日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。別紙をご覧ください。

令和4年度末及び令和5年度印西市立小・中学校県費負担教職員の人事
異動については、千葉県教育委員会の令和4年度末及び令和5年度公立
学校職員人事異動方針並びに令和4年度末及び令和5年度公立小中義務教
育学校職員人事異動実施細目に則って県教育委員会が行っていくもので
すが、以下の方針の下に、印西市教育委員会として内申を行っていき
たいと考えております。

初めに、1、基本方針ですが、各学校が校内組織を活性化し、今日的
な教育課題に積極的に取り組むとともに、市民に信頼される学校づくり
や特色ある学校づくりを推進し、本市教育の一層の振興に資するよう、
(1)から(3)に記載した方針により行ってまいります。

次に、2、管理職でございますが、校長、教頭は学校経営の要となり
ますので、意欲、力量のある人物を配置してまいります。

3、一般職員でございますが、新規採用から同一校勤務年数5年以上及
び同一校勤務年数7年以上の職員は、原則として異動の対象といたしま
す。また、本市勤務年数10年以上の職員は、校長の具申を踏まえ他市町

への異動をしてまいります。教職員の異動に当たっては、人材育成及び人材確保の観点から、意欲や実践力のある教員の配置に努めてまいります。

最後に、4、その他につきましては記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

なし

よろしいですか。

質疑なしと認めます。

以上で報告第2号を終わります。

(議案第1号)

職務代理者

日程第6 議案第1号 令和4年度教育費補正予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

議案第1号 令和4年度教育費補正予算について。

令和4年度教育費補正予算について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和5年1月25日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、概要についてご説明いたします。

次のページの議案第1号 令和4年度教育費補正予算をご覧ください。

1ページをお願いいたします。

初めに歳入でございます。15款国庫支出金の増及び16款県支出金の増を合わせまして、歳入予算の総額を686万1,000円増額するものでございます。

次に、2ページから3ページにかけてをお願いいたします。

歳出でございます。9款教育費の1項教育総務費の増、2項小学校費の減、3項中学校費の減、4項幼稚園費の減、5項社会教育費の増及び6項保健体育費の減を合わせまして、歳出予算の総額を1億2,613万1,000円増額するものでございます。

次に、4ページをお願いいたします。

繰越明許費の補正でございます。スクールバス運行に要する経費など2件につきましては、年度内の事業完了が困難であることから、繰越明許費を設定するものでございます。

詳細につきましては、各担当課長からご説明申し上げます。

職務代理者
学務課長

学務課長。

それでは、議案第1号の審議資料の1-1ページをご覧ください。令和4年度補正予算、歳入、学務課でございます。

15款2項5目1節小学校費国庫補助金、こどもの安心・安全対策事業費

補助金80万円の増額補正でございます。補正理由としましては、スクールバス8台へ安全装置を導入するため、こどもの安心・安全対策事業費補助金の申請に当たり補正するものでございます。補助上限額は、バス1台当たり10万円でございます。充当先事業は、スクールバス運行に要する経費80万円でございます。

続いて、下段をご覧ください。

15款2項5目3節幼稚園費国庫補助金、こどもの安心・安全対策事業費補助金90万円の増額補正でございます。補正理由としましては、幼稚園送迎用バス5台へ安全装置を導入するため、こどもの安心・安全対策事業費補助金の申請に当たり補正するものでございます。補助上限額は、バス1台当たり18万円でございます。充当先事業は、幼稚園管理運営に要する経費90万円でございます。

職務代理者
学校給食課長

学校給食課長。

続きまして、学校給食課所管の歳入予算の補正につきましてご説明いたします。

審議資料の1-2ページをご覧ください。

16款2項8目6節県支出金における学校給食事業補助金516万1,000円の増額補正でございます。補正理由でございますが、市町村が実施する第3子以降の学校給食費無償化事業を支援するため、県が新たに創設いたしました学校給食費無償化事業につきまして、令和4年12月16日付で交付決定を受けたためでございます。

以上でございます。

職務代理者
学務課長

学務課長。

それでは、続きまして歳出でございます。

1-3ページ、上段をご覧ください。

学務課でございます。9款1項2目スクールバス運行に要する経費、17節備品購入費、車両用備品160万円の増額補正でございます。補正理由としましては、こどもの安心・安全対策事業費補助金を活用し、スクールバス8台へ安全装置を整備するため補正するものでございます。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

教育総務課でございます。

1-3ページ、中段をご覧ください。

9款1項2目事務局費、教育振興基金積立金について、2億275万9,000円の増額補正を行うものでございます。補正理由といたしましては、教育用パソコンの更新用といたしまして2億円、教育費寄附金の増加見込み分といたしまして275万9,000円を増額補正するものでございます。

以上でございます。

職務代理者
学務課長

学務課長。

1-3ページの下段をご覧ください。

9款1項3目学校適正配置に要する経費、12節委託料、業務委託108万

5,000円の減額補正でございます。補正理由としましては、印西市立小・中学校児童生徒数等推計業務委託及び印西市学校適正規模・適正配置に関する市民アンケート調査業務委託について、入札の結果、当初の見込みより安価で契約を締結することができたため、減額補正するものでございます。

職務代理者
教育総務課長

教育総務課長。

1-4ページをご覧ください。

9款2項小学校費、1目学校管理費、小学校施設管理に要する経費について、1,000万円の減額補正を行うものでございます。補正理由といたしましては、昇降用設備やプール、遊具などの施設設備点検業務や給排水設備に係る維持管理業務などの施設設備保守点検業務委託につきまして、入札等の結果、当初の見込みより安価で契約を締結できたため減額するものでございます。

次に、中段をご覧ください。

同じく1目学校管理費、小学校施設整備改修事業（基金事業）について、850万円の減額補正を行うものでございます。補正理由でございますが、大森小学校大規模改修工事設計業務委託、原山小学校保全改修工事設計業務委託、高花小学校保全改修工事監理業務委託につきまして、入札等の結果、当初の見込みより安価で契約を締結できたため減額するものでございます。

次に、下段をご覧ください。

同じく1目学校管理費、小学校施設整備改修事業（一般事業）について、450万円の減額補正を行うものでございます。補正理由でございますが、原小学校、本埜小学校屋内運動場保全改修工事設計業務委託、原小学校校舎増築工事（2期）監理業務委託につきまして、入札等の結果、当初の見込みより安価で契約を締結できたため減額するものでございます。

以上でございます。

職務代理者
指導課長

指導課長。

指導課でございます。

1-5ページをご覧ください。

9款2項2目教育振興費、学習指導の充実事業で361万2,000円の減額補正でございます。内訳は、10節図書購入費201万円、11節審査手数料160万2,000円でございます。補正理由につきましては、学力状況調査の実施時期の変更（年度末から翌年度初め）に伴い、令和4年度中の実施がなくなったことにより減額するものでございます。

以上でございます。

職務代理者
学務課長

学務課長。

それでは、1-6ページをご覧ください。

学務課です。

9款2項2目教育振興費、小学校 I C T環境整備事業1,184万5,000円の減額補正でございます。内訳としましては、12節委託料、電算処理委託195万6,000円の減額補正、12節委託料、設計・監理委託140万3,000円の減額補正、17節備品購入費、教材備品848万6,000円の減額補正でございます。補正理由としましては、原小学校増築校舎ネットワーク機器設定業務委託、印西市立小・中学校体育館ネットワーク機器設定業務委託及び印西市立小・中学校校内ネットワーク調査設計業務委託について、入札等の結果、当初の見込みより安価で契約を締結することができたため、減額補正するものでございます。

また、教育用パソコン等購入について、入札等の結果、当初の見込みより安価で契約を締結することができたため、減額補正するものでございます。

以上です。

教育総務課長。

1-7ページ、上段をご覧ください。

9款3項中学校費、1目学校管理費、中学校施設管理に要する経費について、500万円の減額補正でございます。補正理由でございますが、消防用設備やプール、遊具などの施設整備点検業務や給排水設備に係る維持管理業務などの施設設備保守点検業務委託について、入札等の結果、当初の見込みより安価で契約を締結できたため、減額するものでございます。

次に、中段をご覧ください。

同じく1目学校管理費、中学校施設整備改修事業（基金事業）について、63万6,000円の減額補正を行うものでございます。補正理由でございますが、滝野中学校校舎増築工事に伴う教職員駐車場の土地賃借料について、当初の見込みより安価で契約を締結できたため減額するものでございます。

次に、下段をご覧ください。

同じく1目学校管理費、中学校施設整備改修事業（一般事業）について、1,500万円の減額補正を行うものでございます。補正理由でございますが、各種工事請負費について、入札等の結果、当初の見込みより安価で契約を締結できたため減額するものでございます。また、近い将来、西の原中学校におきまして増築工事を行う可能性があるため、自動火災報知設備の更新を取りやめたためでございます。

以上でございます。

指導課長。

指導課でございます。

1-8ページをご覧ください。

9款3項2目教育振興費、学習指導の充実事業で185万4,000円の減額補正でございます。内訳は、10節図書購入費87万6,000円、11節審査手数

職務代理者
教育総務課長

職務代理者
指導課長

料97万8,000円でございます。補正理由につきましては、学力状況調査の実施時期の変更（年度末から翌年度初め）に伴い、令和4年度中の実施がなくなったことにより減額するものでございます。

以上でございます。

学 務 課 長

学務課です。

1-9ページをご覧ください。

9款3項2目、中学校 I C T 環境整備事業、891万7,000円の減額補正でございます。内訳としましては、12節委託料、電算処理委託205万8,000円の減額補正、17節備品購入費、教材備品685万9,000円の減額補正でございます。補正理由としましては、滝野中学校増築校舎ネットワーク機器設定業務委託及び印西市立小・中学校体育館ネットワーク機器設定業務委託について、入札等の結果、当初の見込みより安価で契約を締結することができたため、減額補正するものでございます。

また、教育用パソコン等購入について、入札等の結果、当初の見込みより安価で契約を締結することができたため、減額補正するものでございます。

続きまして、1-10ページをご覧ください。

9款4項1目、幼稚園管理運営に要する経費、17節備品購入費、車両用備品100万円の増額補正でございます。補正理由としましては、幼稚園送迎用バスへの安全装置設置が義務化されることに伴い、こどもの安心・安全対策事業費補助金を活用し、市が所有する幼稚園送迎用バス5台へ同装置を整備するため補正するものでございます。

続いて、下段をご覧ください。

9款4項1目、幼稚園施設管理に要する経費、14節工事請負費、改設・改良工事1,004万8,000円の減額補正でございます。補正理由としましては、もとの幼稚園給水設備設置工事の実施を次年度に見送るため減額補正するものでございます。

職 務 代 理 者
生涯学習課長

生涯学習課長。

生涯学習課でございます。

1-11ページをご覧ください。

9款5項6目、文化ホール事業基金繰出金でございます。27節繰出金、文化ホール事業基金繰出金648万円を増額補正いたします。補正理由ですが、基金の運用により収支に不足が生じたため増額補正するものでございます。

職 務 代 理 者
指 導 課 長

指導課長。

指導課でございます。

1-12ページをご覧ください。

9款6項1目保健体育総務費、学校保健事業で471万1,000円の減額補正でございます。内訳は、1節報酬、学校医、学校歯科医報酬280万円、8節旅費、費用弁償7,000円、8節旅費、研修旅費4,000円、12節委託料、

学校保健集団検診委託190万円でございます。補正理由につきましては、報酬及び旅費につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止による事業の縮小実施または一部中止に伴い減額するものでございます。また、委託料につきましては、集団健診の契約実績及び教職員ストレスチェックについて、当初の見込みより安価で契約を締結することができたため減額補正するものでございます。

職務代理者
学校給食課長

学校給食課長。

学校給食課でございます。

審議資料の1-13ページをご覧ください。

9款6項3目学校給食費の学校給食事務費でございます。こちらは、先ほどご説明いたしました審議資料の1-2ページでございます歳入予算の補正、県支出金における学校給食事業補助金516万1,000円を特定財源として歳出予算の学校給食事務費に充てたものでございます。特定財源の国庫支出金を516万1,000円増額し、同額を一般財源から減額しております。

以上でございます。

職務代理者
学務課長

学務課長。

それでは、1-14ページ、繰越明許費をご覧ください。

学務課でございます。

9款1項2目、スクールバス運行に要する経費、17節備品購入費、車両用備品、160万円の繰越しとなります。繰越し理由としましては、こども安心・安全対策事業費補助金を活用し、スクールバス8台へ安全装置を整備する予定ですが、年度内に完了が見込めないため繰越明許するものでございます。

続きまして、下段をご覧ください。

9款4項1目、幼稚園管理運営に要する経費、17節備品購入費、車両用備品、100万円の繰越しでございます。繰越し理由としましては、こども安心・安全対策事業費補助金を活用し、幼稚園送迎用バス5台への安全装置を整備する予定ですが、年度内に完了が見込めないため繰越明許をするものでございます。

説明は以上でございます。

職務代理者

それでは、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木委員

鈴木委員。

繰り返しスクールバスの安全装置を整備するという項目が出てきますが、具体的に安全装置とはどのようなもののでしょうか。

職務代理者
学務課長

学務課長。

県のほうから1月中に安全装置の製品リストの情報提供がある予定ですがまだ届いておりません。現時点での情報によりますと安全装置には2つのタイプがございまして、1つがセンサータイプのもので、これは運転手がエンジンを切って車外に出た段階で、その車内に何か動きがある

とセンサーが感知をして、ブザー音を発報するタイプのものになります。もう一つが、バスの座席後方に安全装置があつて、エンジンを切るとそのブザーが発報し、後ろまで確認をしながらブザーを手動で止めて行くタイプという情報は得ています。県からの具体的な製品リストが届いてからよく検討してまいりたいと考えております。

職務代理者

よろしいですか。

鈴木委員。

鈴木委員

安全装置は、児童・生徒を乗せるスクールバスと幼稚園で使われるバスで内容が違うものでしょうか、または同一のものに統一するのでしょうか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

それも含めて検討したいと思います。幼稚園のほうは市所有のバスですので、市で安全装置の設置を行いますが、小学校については業務委託をしていますので、こちらの安全装置については市の備品として貸出しをする形になります。その取付けについては市の予算で行う予定ですが、どちらのタイプの安全装置が効果があるのかをよくこれから検討した上で設置を考えていきたいと思います。

職務代理者

鈴木委員。

鈴木委員

全国的にもニュースで報道されましたように、園児の車内への置き去り事件がありましたので、それを鑑みましての車内への置き去りを防止するためのセンサーということかと思いました。それと、安全装置には2つのタイプのものがあると理解いたしました。いずれにいたしましても、児童・生徒、園児にとって安全で適切に使われるように期待いたします。

職務代理者

ほかに質疑はありませんか。

各委員

なし

職務代理者

よろしいですか。

これで質疑を終わります。

議案第1号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第1号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

(議案第2号)

職務代理者

日程第7 議案第2号 令和5年度教育費当初予算についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

教育部長。

教育部長

議案第2号 令和5年度教育費当初予算について。

令和5年第1回印西市議会定例会に提出する令和5年度教育費当初予算について、別紙のとおり市長に申し入れる。

令和5年1月25日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、教育費当初予算の概要についてご説明いたします。

令和5年度の教育費当初予算につきましては、本市の基本構想の1つでございます、「子どもたちの未来を育み誰もが心に豊かさをもたらすまちをつくる」という政策の実現を図るとともに、印西市予算編成方針に基づき、教育部各課におきまして予算編成を行ったものでございます。

それでは、令和5年度教育費当初予算説明資料をご覧ください。

1ページに、参考といたしまして市全体の令和4年度一般会計当初予算を、2ページに同じく令和5年度一般会計当初予算を、それぞれ歳入、歳出の内訳を円グラフで示しております。令和5年度の一般会計の予算総額は前年度比8.4%増の491億2,000万円でございます。

次に、3ページから4ページにかけて、新旧年度におきます教育費について、歳入、歳出それぞれ内訳をお示ししております。なお、教育費は教育委員会の各課のほか、人事課、保育課及びスポーツ振興課が所管する予算を含んでおりますことから、注記を記載しております。

続きまして、5ページから6ページをご覧ください。

初めに、歳入（総括）でございます。教育費の歳入合計につきましては、前年度比63.5%増の40億710万8,000円を計上しております。増額の主な要因でございますが、学校給食センター整備事業におきます国庫補助金や、小学校施設整備改修事業及び公民館整備事業に伴う市債の増でございます。

次に、歳出（総括）でございます。歳出合計につきましては、前年度比42%増の116億5,825万7,000円を計上しております。増額の主な要因でございますが、小・中学校管理運営に要する経費、本埜公民館施設管理に要する経費、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業及び学校給食センター整備事業の増でございます。新規事業といたしましては、通学支援に要する経費におきます印西市立小・中学校への通学手段として、路線バスを利用する児童及び生徒に対し定期乗車券の全額を補助する通学費補助金や、本埜公民館施設管理に要する経費におきます本埜公民館保全改修工事などがございます。

以上が概要でございます。詳細につきましては、各課長からご説明いたします。

教育総務課長。

それでは、教育総務課が所管いたします当初予算案につきまして概要をご説明いたします。

教育総務課に係る予算説明資料1ページをご覧ください。

初めに、歳入でございます。

職務代理者
教育総務課長

14款1項8目3節、行政財産目的外使用料でございますが、学校敷地内でございます電柱等の占用に係る行政財産目的外使用料14万5,000円でございます。

次に、1ページから2ページにかけてご覧ください。

15款2項6目1節、小学校費国庫補助金でございますが、高花小学校保全改修工事に伴う国庫交付金として4,692万円でございます。

次に、19款2項8目1節、教育振興基金繰入金につきましては、小・中学校の教材整備に要する経費の財源として804万9,000円でございます。

次に、2ページから3ページにかけてご覧ください。

21款4項3目2節、雑入でございますが、太陽光発電による売電料2万5,000円を見込んでおります。

次に、22款1項4目1節、学校教育施設等整備事業債でございますが、高花小学校の改修工事に伴う地方債として3億7,510万円でございます。

これら歳入予算の合計は4億3,023万9,000円でございます。

次に、歳出予算についてご説明いたします。

4ページをご覧ください。

初めに、9款1項1目教育委員会費につきましては、教育委員会の会議の運営や委員の皆様の活動等に要する経費といたしまして、475万6,000円を計上しております。教育委員会県外視察研修などの予算を計上しているところでございます。

次に、5ページをご覧ください。

2目事務局費でございますが、教育委員会の事務局共通の経費及び教育振興基金積立金などといたしまして2,049万8,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、658万1,000円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、教育振興基金積立金の財源である教育費寄附金の増収を見込んだことによるものでございます。

続きまして、5ページから7ページにかけましてご覧ください。

2項小学校費、1目学校管理費でございますが、小学校の施設や設備の維持補修、改修整備、各種点検など施設の管理に要する経費や、学校施設長寿命化計画に基づく改修工事、児童増加に伴う校舎増築工事など、9億1,368万5,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、2億1,304万9,000円の増額となっております。増額の主な理由といたしましては、新規事業といたしまして原小学校校舎増築工事（3期）基本設計業務委託、特別教室、配膳室及び体育館における空調設備設置調査・基本設計業務委託等を予定しているものでございます。

令和5年度の主な事業でございますが、6ページの下段をご覧ください。

大森小学校大規模改修工事設計業務委託、原小学校校舎増築工事（3期）基本設計業務委託、特別教室、配膳室及び体育館における空調設備設置調査・基本設計業務委託、旧宗像小学校プール解体撤去工事設計業

務委託、高花小学校保全改修工事、原小学校屋内運動場保全改修工事等を予定しております。

次に、7ページから8ページにかけましてご覧ください。

3目学校建設費でございますが、こちらは千葉ニュータウン地区の学校建設に係る立替償還金といたしまして3億3,021万4,000円を計上しております。

続きまして、8ページから9ページにかけましてご覧ください。

3項中学校費、1目学校管理費でございますが、中学校の施設や設備の維持補修、改修整備、各種点検などの施設の管理に要する経費や、生徒増加に伴う校舎増築工事など、1億5,920万5,000円を計上しております。前年度と比較いたしますと、12億9,172万2,000円の減額となっております。減額の主な理由といたしましては、原山小学校改修工事、滝野中学校校舎増築工事が完了したことによるものでございます。

令和5年度の主な事業といたしましては、新規事業といたしまして西の原中学校校舎増築工事（2期）基本設計業務委託、特別教室、配膳室及び体育館における空調設備設置調査・基本設計業務委託等を予定しております。

次に、3目学校建設費は、こちらもち千葉ニュータウン地区の学校建設に係る立替償還金といたしまして1億4,379万2,000円を計上しております。

これら歳出予算の合計でございますが、15億7,215万円となり、前年度と比較いたしますと11億878万4,000円の減額となっております。

説明につきましては、以上でございます。

学務課長。

それでは、学務課の当初予算案についてご説明いたします。

1ページをご覧ください。

歳入についてご説明いたします。15款2項6目教育費国庫補助金でございますが、小・中合わせて1,144万5,000円を計上しております。特別支援教育就学奨励費、要保護児童生徒の就学援助費及び理科教育設備整備費等に係る国庫補助金でございます。増額の主な理由は、特別支援教育就学奨励費の補助単価の引上げによる増でございます。

次に、1ページから2ページにかけて、21款5項3目雑入でございますが、1,406万9,000円を計上しております。主なものは、瀬戸幼稚園ともの幼稚園の送迎バス利用者負担金及び給食費負担金でございます。減額の主な理由といたしましては、対象園児数の減によるものでございます。

学務課歳入予算の合計は、前年度と比較しますと前年度予算2,977万6,000円から426万2,000円減額の2,551万4,000円でございます。

3ページをご覧ください。

歳出についてご説明いたします。9款1項2目事務局費でございます

職務代理者
学務課長

が、5,662万円を計上しております。内容は、六合小、いには野小、本埜小及び木刈小学校のスクールバス運行経費及び通学費補助金に係る経費でございます。増額の主な理由につきましては、新規事業として通学費補助金事業実施に伴う増でございます。児童・生徒の路線バスの利用に要する経済的な負担を軽減し、通学の安全確保の手段として路線バスの利用を促進することを目的といたしまして、対象者に対し定期乗車券の購入費を全額補助するものでございます。

次に、3ページから4ページにかけて、同3目教育研究指導費でございますが、1億6,029万円を計上しております。内容といたしましては、通学区域審議会、学齢簿管理、校長・教頭研修支援事業、学校適正配置に要する経費及びきめ細かな教育の充実事業に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、きめ細かな教育の充実事業として、特別支援介助員等の人件費を増額するものでございます。

4ページから5ページをご覧ください。

2項1目学校管理費でございますが、4億4,924万6,000円を計上しております。内容といたしましては、小学校18校の消耗品、光熱水費、機械警備委託、管理備品等に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、電気料金の値上げによる光熱水費の増及び教員が使用する校務用パソコンの更新に伴う備品購入費の増によるものでございます。

5ページから6ページをご覧ください。

同2目教育振興費でございますが、1億6,810万6,000円を計上しております。内容といたしましては、教材整備、特別支援教育就学奨励事業、就学援助事業、小学校修学旅行費補助事業、小学校ICT環境整備事業に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、教材備品に係る経費の増、特別支援教育就学奨励費及び就学援助費の補助単価の引上げによる増、また、GIGAスクール構想による事業の実施に係る小学校6校の校内LAN整備工事による増額でございます。

6ページから7ページをご覧ください。

3項1目学校管理費でございますが、1億9,392万7,000円を計上しております。内容といたしましては、中学校9校の消耗品、光熱水費、機械警備委託、管理備品等に要する経費でございます。増額の主な理由といたしましては、電気料金の値上げによる光熱水費の増及び教員が使用する校務用パソコンの更新に伴う備品購入費の増によるものでございます。

7ページから9ページをご覧ください。

同2目教育振興費でございますが、1億2,309万8,000円を計上しております。内容といたしましては、教材整備、特別支援教育就学奨励事業、就学援助事業、中学校ICT環境整備事業、中学校修学旅行費補助事業、高等学校等入学支援事業に要する経費でございます。増額の主な理

由といたしましては、教材整備に係る経費の増、特別支援教育就学奨励費及び就学援助費の補助単価の引上げによる増、また、G I G Aスクール構想による事業の実施に係る中学校4校の校内LAN整備工事による増額でございます。

9ページから10ページをご覧ください。

4項1目幼稚園費でございますが、7,688万9,000円を計上しております。内容といたしましては、公立幼稚園2園の管理運営に要する経費、施設管理に要する経費でございます。主な増額の理由といたしましては、もとの幼稚園の給水設備設置工事による増額でございます。

学務課歳出予算の合計は、前年度と比較しますと前年度予算7億4,527万9,000円から4億8,289万7,000円増額の12億2,817万6,000円でございます。

説明は以上でございます。

指導課長。

続きまして、指導課の説明を行います。

指導課の資料1ページをご覧ください。

歳入につきましては、13款1項4目教育費負担金として499万4,000円、前年度比15万3,000円の増額でございます。増額の主な理由につきましては、児童・生徒数増に伴い、各種負担金が増えたことによるものでございます。負担金の主なものにつきましては、日本スポーツ振興センターの保護者負担金でございます。

1ページから2ページをご覧ください。

15款2項6目教育費国庫補助金として132万6,000円を計上しております。医療的ケア看護職員配置事業として、国が事業費の3分の1を補助するものでございます。

歳入の合計につきましては833万8,000円、前年度比11万2,000円の減額でございます。

続きまして、歳出について説明いたします。

3ページをご覧ください。

1項3目教育研究指導費としまして1億1,429万5,000円、前年度比901万7,000円の増額でございます。

主な事業について説明させていただきます。

4ページをご覧ください。

国際理解教育推進事業として9,038万9,000円、前年度比928万2,000円の増額となっております。幼稚園及び小・中学校にALTを派遣し、また、中学生を対象としたイングリッシュアカデミージャンプ、中学生海外派遣研修を実施いたします。増額の理由といたしまして、どちらも経費が増額となっているためでございます。

また、部活動推進事業として1,044万7,000円、前年度比97万3,000円の増額となっております。増額の理由といたしましては、中学校部活動

職務代理者
指導課長

補助金のほか、部活動の地域移行推進のための委員等報償費を計上しているためでございます。

5ページをご覧ください。

4目教育センター費といたしまして2億1,573万5,000円、前年度比9,137万8,000円の増額でございます。

主な事業について説明させていただきます。

6ページをご覧ください。

教育情報収集・活用事業といたしまして1億9,564万円、前年度比8,749万5,000円の増額でございます。各種システムの維持管理を行いながら、令和5年度において教育情報ネットワークの構築を行います。また、自動採点システムを導入することにより、教職員の負担軽減を目指します。

7ページをご覧ください。

教育相談事業としまして286万9,000円、前年度比62万円の増額でございます。いじめ問題につきまして、印西市いじめ問題対策連絡協議会委員報酬、いじめ防止対策委員会委員報酬等を計上いたしました。

8ページから9ページにかけてをご覧ください。

2項小学校費、2目教育振興費と3項中学校費、2目教育振興費につきましては、関連がございますので一括してご説明させていただきます。学習指導の充実事業といたしまして、小学校・中学校共に令和5年度より学力状況調査業務委託を計上いたしました。

10ページをご覧ください。

6項1目保健体育総務費としまして8,024万3,000円、前年度比458万7,000円の増額でございます。主な事業としましては、学校保健事業6,798万2,000円、前年度比431万2,000円の増額でございます。児童・生徒が増加していることにより、健康診断の委託料、医師の報酬等が増額となっております。

歳出の合計につきましては、4億2,389万4,000円を計上しております。前年度比1億812万1,000円の増額でございます。

指導課からは以上でございます。

学校給食課長。

続きまして、学校給食課所管の当初予算案につきまして、概要をご説明させていただきます。

学校給食課に係る予算説明資料の1ページをご覧ください。

初めに、歳入予算でございます。13款1項4目4節給食費負担金でございますが、給食に係る保護者等負担金といたしまして6億2,786万5,000円を計上しており、前年度比2,292万2,000円の増額でございます。増額の主な理由でございますが、児童・生徒数の増加に伴う提供食数の増加でございます。令和5年度当初予算案では1日当たり1万1,680食を見込んでおりまして、前年度との比較では410食の増となっております。

職務代理者
学校給食課長

次に、14款1項8目3節行政財産目的外使用料でございますが、施設敷地内に設置された電柱等に対する土地使用料として1万2,000円を計上しております。

1ページから2ページにかけてご覧ください。

15款2項6目5節保健体育費国庫補助金でございますが、（仮称）新高花学校給食センター建設工事に係る国からの交付金として1億8,303万8,000円を計上しております。

2ページをご覧ください。

16款2項8目4節学校給食事業補助金でございますが、市の第3子以降学校給食費無償化事業に対する県からの補助金といたしまして2,016万7,000円を計上しております。

2ページから3ページにかけてご覧ください。

21款4項3目2節雑入でございますが、調理廃油の売払い金や施設敷地内に設置している自動販売機の電気料金などで20万1,000円を計上しております。

3ページをご覧ください。

22款1項4目1節学校教育施設等整備事業債でございますが、（仮称）新高花学校給食センター整備事業に係る地方債といたしまして、14億7,820万円を計上しております。

これら歳入予算の合計額は23億948万3,000円、前年度との比較では17億436万5,000円の増額でございます。

続きまして、歳出予算でございます。

4ページをご覧ください。

9款6項3目学校給食費の学校給食事務費でございます。学校給食費の徴収、給食管理、給食センター運営委員会等の事務に要する経費といたしまして5,591万円を計上しており、前年度との比較では5,295万2,000円の増額でございます。増額の主な理由は、前年度の当初予算にはなかった第3子以降学校給食費補助事業を計上していること、また、給食管理システムの入替えに伴う予算を計上していることによるものでございます。

4ページから5ページにかけてご覧ください。

牧の原学校給食センター事業でございますが、担当する印西中学校ほか6校への給食提供に要する経費といたしまして、4億8,745万2,000円を計上しており、前年度との比較では6,343万7,000円の増額でございます。増額の主な理由でございますが、原油価格の高騰に伴う電気料金、ガス料金の値上げに対応した予算を計上したこと、コロナ禍以降の急激な物価高騰に向けた保護者支援策といたしまして、引き続き賄い材料費高騰分の負担措置を計上したことなどによるものでございます。

なお、コロナ禍前の緩やかな物価高騰等を含めた今後の学校給食費の在り方につきましては、現在、学校給食センター運営委員会に諮問し審

議をしているところでございますが、これまでの審議経過を踏まえ、昨今の社会情勢等を考慮し、令和5年度につきましてはこちらの部分も公費負担で対応する方向で、必要となる賄い材料費を計上しているところでございます。

5ページから6ページにかけてご覧ください。

印旛学校給食センター事業でございますが、担当する六合小学校ほか4校及び印旛中学校ほか1校への給食提供に要する経費といたしまして、3億896万5,000円を計上しており、前年度との比較では6,028万6,000円の増額でございます。増額の主な理由でございますが、牧の原学校給食センター事業と同様の理由によるものでございます。

6ページをご覧ください。

学校給食センター整備事業でございますが、(仮称)新高花学校給食センターの建設・開設に要する経費といたしまして22億9,891万7,000円を計上しております。

6ページから7ページにかけてご覧ください。

中央学校給食センター事業でございますが、担当する木下小学校ほか12校への給食提供に要する経費といたしまして9億457万7,000円を計上しており、前年度との比較では1億4,549万7,000円の増額でございます。増額の主な理由でございますが、印旛学校給食センター事業及び牧の原学校給食センター事業と同様の理由によるものでございます。

7ページをご覧ください。

給食センター立替償還金でございますが、牧の原学校給食センター整備事業及び印旛学校給食センター整備事業に係る償還金といたしまして、1,083万6,000円を計上しております。

これら学校給食課歳出予算の合計額は40億6,665万7,000円、前年度との比較では26億216万5,000円の増額でございます。

説明は以上でございます。

生涯学習課長。

続きまして、生涯学習課が所管いたします当初予算案についてご説明いたします。

当初予算説明資料の1ページをご覧ください。

初めに、歳入についてご説明いたします。

14款1項の使用料は公民館・中央駅前地域交流館の施設及び備品の使用料など309万円を計上しております。757万円の減額となっておりますが、主な理由として、文化ホールが指定管理者制度に移行し、施設使用料などが指定管理者の利用料となり、指定管理者の収入となるためでございます。

次に、15款2項の国庫補助金は、国宝重要文化財等保存整備に係る補助金として100万円を計上しております。

2ページをご覧ください。

職務代理者
生涯学習課長

16款県支出金、1項県負担金の埋蔵文化財届出事務等に係る交付金として5万円、2項県補助金として65万円を計上しております。県補助金の内訳は、青少年相談員活動補助金40万円、文化財保存事業補助金25万円でございます。

次に、3ページ、17款2項財産売払収入は、市史刊行物売払収入として25万円を計上しております。

次に、3ページから4ページ、21款4項雑入は、自動販売機設置納付金など139万4,000円を計上しております。

次に、4ページ、22款1項市債は、小林コミュニティプラザ保全改修工事、本埜公民館保全改修工事及び（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業に伴い、12億2,710万円を借り入れるものでございます。10億5,240万円の増額でございますが、本埜公民館保全改修工事や（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業の工事実施に伴うものでございます。

歳入等合計といたしまして、12億3,353万4,000円を見込んでおります。

次に、歳出についてご説明いたします。

5ページをご覧ください。

9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費は、社会教育委員会運営に要する経費、社会教育総務事務に要する経費、市民アカデミーなどの生涯学習推進事業に要する経費184万6,000円を計上しております。

次に、6ページから7ページですが、2目青少年対策費は青少年問題協議会に要する経費、青少年相談員、青少年対策、家庭教育学級、二十歳を祝う会に要する経費、放課後子ども教室に要する経費、921万8,000円を計上しております。

7ページから9ページの3目文化振興費は、文化財の保護活用及び芸術文化の振興に要する経費、3,822万6,000円を計上しております。1,360万3,000円の増額でございますが、歴史文化施設基本計画策定業務委託や、歴史資料運搬業務委託などを計上したことが主な増額の理由でございます。

9ページから16ページの4目公民館費は、公民館5館と中央駅前地域交流館に係る事業費及び施設管理に要する経費、（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設整備事業の経費、15億2,552万2,000円を計上しております。前年度より11億3,120万2,000円の増額となっております。増額の主な理由でございますが、小林コミュニティプラザ、本埜公民館の保全改修工事及び（仮称）千葉ニュータウン中央駅圏複合施設の工事請負費を計上したことによるものでございます。

16ページから19ページの5目図書館費は、図書館の運営、小倉台図書館の施設管理費及び図書資料購入に要する経費1億3,499万1,000円を計

上しております。4,728万5,000円増額となっておりますが、小倉台図書館基本設計実施設計料や図書館システム賃借料を計上したことが主な理由でございます。

18ページから19ページの6目文化ホール費、文化ホール運営事務に要する経費、1億3,517万3,000円を計上しております。5,170万1,000円増額となっておりますが、指定管理料を計上したことが主な理由でございます。

19ページから21ページの7目資料館費は、印旛歴史民俗資料館及び木下交流の杜歴史資料センターの経費2,722万9,000円を計上いたしました。内訳は、19ページから20ページの印旛歴史民俗資料館運営委員会に要する経費、資料館施設管理に要する経費、資料館事業活動費及び運営事務に要する経費で551万2,000円、20ページから21ページ、歴史資料センター施設管理に要する経費、事業活動及び運営事務に関する経費、市史編さん委員会運営に要する経費、市史刊行事業で2,171万7,000円でございます。市史刊行事業で1,054万4,000円の増額でございますが、令和5年度に印西市史の刊行費を計上したことによるものでございます。

社会教育費の歳出につきましては、令和5年度予算は18億7,220万5,000円を計上しております。昨年度比12億5,189万2,000円の増額でございます。

生涯学習課からの説明は以上でございます。よろしくご審議くださるようお願いいたします。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

鈴木委員。

鈴木委員

学務課にご質問いたします。

4ページ中段にございます、きめ細かな教育の充実事業ですが、介助員の方を増員するのに伴っての増額ということですが、具体的に何名ぐらい増員するかはもう決まっておりますでしょうか。

職務代理者

学務課長。

学務課長

予算ベースで申し上げますと、学習指導員については令和4年度45人から令和5年度47人に2人増員、介助員につきましては令和4年度41人から令和5年度は45人に4人増員ということになります。日本語指導員については、令和4年度が5人から令和5年度は7人で、2人増員となりまして、それぞれ会計年度職員のほうは増員ということで予算を計上しております。

鈴木委員

分かりました。

職務代理者

よろしいですか。

ほかに質疑はありますか。

各委員

なし

職務代理者

私から1点。生涯学習課、6ページ、青少年対策費の中段で、青少年相談員運営に要する経費が136万5,000円の減額になっておりますが、こち

らはどういう理由でしょうか。

生涯学習課長。

生涯学習課長

減額になっております主な理由としましては、委嘱替えに伴う青少年相談員ユニフォーム代を来年度計上しておりませんので、その分減額となっております。

以上でございます。

職務代理者

分かりました。

ほかに質疑はよろしいですか。

各 委 員

なし

職務代理者

これで質疑を終わります。

議案第2号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第2号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各 委 員

異議なし

職務代理者

異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

ここで一時休憩を入れたいと思います。35分まで、15分間の休憩とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(16時20分)

(16時31分)

職務代理者

皆さんおそろいようですので、これから開議いたします。

(議案第3号)

職務代理者

日程第8 議案第3号 印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

指導課長。

指 導 課 長

議案第3号 印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例の制定について。

印西市いじめ問題対策連絡協議会等条例を次のように制定するよう市長に申し入れる。

令和5年1月25日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

ご説明いたします。

議案第3号審議資料の3-1ページをご覧ください。

1、制定の要旨ですが、いじめ防止対策推進法の規定に基づき、いじめの未然防止、早期発見及び早期解決等、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進することにより、児童等が健やかに成長できる環境を整備するため、印西市いじめ問題対策連絡協議会等の設置に関する条例を制定するものでございます。

2、条文の内容について説明いたします。

第1条には、協議会等3つの組織の設置について定めています。

第2条から第8条につきましては、印西市いじめ問題対策連絡協議会に関して定めております。第3条には協議会の組織について、委員は15人以内をもって組織します。第4条には協議会の委員について、学識経験者、学校教育関係者、関係行政機関の職員、関係団体の推薦を受けた者、その他教育委員会が必要と認める者としします。任期は2年間です。第5条には協議会の会長等について、会長は協議会の委員の中から互選します。第6条には協議会の会議について、協議会は会長が招集し議長となることや、開催には半数以上の出席が必要となります。第7条には関係者の出席等について、第8条には連絡協議会の事務について、教育部指導課が処理します。

第9条から第15条につきましては、印西市いじめ防止対策委員会に関して定めております。第9条には対策委員会の任務について、第10条には対策委員会の組織について、対策委員会は委員5人以内で組織することや、臨時委員を置くことができることを定めております。第11条には委員及び臨時委員について、学識経験者その他教育委員会が適当と認める者としします。第12条には委員長と副委員長について、第13条には対策委員会の会議について、第14条には意見の聴取等について、必要があるときには会議に関係者の出席や資料の提出を求めることができるとしています。第15条には対策委員会の事務について、教育部指導課が処理します。

第16条から第22条については、印西市いじめ問題再調査委員会に関して定めております。第16条には再調査委員会の任務について、第17条には再調査委員会の組織について、再調査委員会は市長の諮問に応じ、委員5人以内で組織するとしています。第18条には委員について、学識経験者やその他市長が適当と認める者としします。第19条には委員長、副委員長について、第20条には再調査委員会の会議について、第21条には意見の聴取等について、第22条には再調査委員会の事務について、再調査委員会の事務は企画財政部企画政策課が処理します。

第23条には補足で、この条例に定めるもののほか、その他運営に必要な事項について定めております。

施行期日ですが、令和5年4月1日を予定しております。

説明は以上です。

職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

鈴木委員。

鈴木委員

印西市いじめ問題対策に関しましては大きく3つの組織から形成されることが分かりました。印西市いじめ問題対策連絡協議会、印西市いじめ防止対策委員会、印西市いじめ問題再調査委員会、それぞれの組織が全て違うメンバーで構成されるのでしょうか。

職務代理者

指導課長。

指導課長	全て違うメンバーで組織いたします。
鈴木委員	分かりました。
職務代理者	鈴木委員。
鈴木委員	この中に学識経験者と学校教育の関係者を教育委員会が委嘱し、また任命するとありますが、この中に保護者も含まれるのでしょうか。
職務代理者	指導課長。
指導課長	1つ目の印西市いじめ問題対策連絡協議会という組織においては、保護者もメンバーに考えております。2つ目の印西市いじめ防止対策委員会につきましては、保護者は考えておりません。
	以上です。
職務代理者	鈴木委員。
鈴木委員	最後の再調査委員会はいかがでしょうか。
職務代理者	指導課長。
指導課長	再調査委員会は事務局が企画財政部企画政策課となりますが、保護者は委員会のメンバーには含まない考えでいると聞いております。
鈴木委員	分かりました。
職務代理者	ほかに質疑はありませんか。
各委員	なし
職務代理者	よろしいですか。
	これで質疑を終わります。
	議案第3号について採決をします。
	お諮りいたします。
	議案第3号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
各委員	異議なし
職務代理者	異議なしと認めます。
	したがって、議案第3号は原案のとおり決定されました。
(議案第4号)	
職務代理者	日程第9 議案第4号 印西市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定についてを議題とします。
	提案理由の説明を求めます。
	教育総務課長。
教育総務課長	それでは、ご説明させていただきます。
	議案第4号 印西市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則の制定について。
	印西市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則を次のように制定する。
	令和5年1月25日提出。
	印西市教育委員会教育長、大木弘。
	それでは、審議資料に基づきご説明させていただきます。
	1、制定の要旨でございますが、印西市個人情報保護条例の廃止及び

個人情報保護に関する法律施行条例の制定に伴い、印西市教育委員会の所管に係る印西市個人情報保護条例施行規則を廃止及び印西市教育委員会の所管に係る個人情報の保護に関する法律施行条例施行規則を制定するものでございます。また、このことに伴い、印西市教育委員会行政組織規則中の文言について所要の改正を行うものでございます。

次に、2、条文の内容でございますが、第1条は印西市教育委員会が保有する個人情報に係る個人情報保護に関する法律施行条例の施行については、個人の情報の保護に関する法律施行条例施行規則の例によることを定めるものでございます。

次に、3、施行期日等でございますが、(1)施行期日は、デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定の施行の日からといたします。(2)印西市教育委員会の所管に係る印西市個人情報保護条例施行規則の廃止につきましては、印西市教育委員会の所管に係る印西市個人情報保護条例施行規則を廃止するものでございます。(3)印西市教育委員会行政組織規則の一部改正につきましては、印西市教育委員会行政組織規則の一部を次のように改正するものです。第7条第24号中、「印西市個人情報保護条例第33条」を「個人情報の保護に関する法律第105条」に改める。第9条第10号中の「保護条例」を「個人情報保護法」に改める。

説明は以上でございます。よろしくご審査くださいますようお願いいたします。

職務代理者
各委員
職務代理者

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第4号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第4号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

各委員
職務代理者

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

(議案第5号)
職務代理者

日程第10 議案第5号 印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

学務課長。

学務課長

それでは、議案第5号 印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定について。

印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例を次のように制定するよう市長に申し入れる。

令和5年1月25日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、印西市立幼稚園設置条例の一部を改正する条例の制定についてご説明させていただきます。

審議資料をご覧ください。

1、改正の要旨及び2、改正の理由でございますが、印西市立瀬戸幼稚園を印西市立もとの幼稚園に集約し、令和6年3月31日をもって印西市立瀬戸幼稚園を閉園とすることに伴い、4の新旧対照表のとおり、第2条の表、印西市立瀬戸幼稚園の項を削るものでございます。

施行期日は令和6年4月1日でございます。

説明は以上です。よろしくお願ひいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

議案第5号について採決をします。

お諮りいたします。

議案第5号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

異議なし

異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

職務代理者
各委員
職務代理者

各委員
職務代理者

(議案第6号)
職務代理者

生涯学習課長

日程第11 議案第6号 印西市文化ホール事業基金条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長。

議案第6号 印西市文化ホール事業基金条例を廃止する条例の制定について。

印西市文化ホール事業基金条例を廃止する条例を次のように制定するよう市長に申し入れる。

令和5年1月25日提出。

印西市教育委員会教育長、大木弘。

それでは、ご説明いたします。

審議資料の6-1ページをご覧ください。

廃止の理由でございますが、令和5年4月1日より印西市文化ホールの管理運営を指定管理者に移行することに伴い、印西市文化ホール事業基金は運用しないことから本条例を廃止するものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

なし

質疑なしと認めます。

職務代理者
各委員
職務代理者

各 委 員
職 務 代 理 者

議案第6号について採決をします。
お諮りいたします。
議案第6号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(そ の 他)
職 務 代 理 者

異議なし
異議なしと認めます。
したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

教育総務課長

日程第12 その他について、何かありますか。
教育総務課長。

職 務 代 理 者
各 委 員
職 務 代 理 者

議会報告についてでございます。
令和4年第4回市議会の一般質問の概要を配付させていただきましたので、ご確認をいただければと思います。

学 務 課 長

以上でございます。
こちらのほうはよろしいですか。
はい。
ほかに、その他何かありますか。

学務課長。
それでは、学務課です。

印西市スクールバス運行検討委員会設置要綱の制定についてご説明させていただきます。

それでは、印西市スクールバス運行検討委員会設置要綱をご覧ください。

では、本要綱の設置の趣旨についてご説明させていただきますが、第1条で、本要綱の設置にごございますとおり、印西市立小・中学校に通学する児童及び生徒の通学路における安全確保の手段としてスクールバスの運行を検討するため、印西市スクールバス運行検討委員会を設置するものでございます。

第2条、検討事項といたしましては、(1)スクールバスの運行基準に関する事、(2)スクールバスの運行対象校の選定に関する事、(3)スクールバスの運行に係る課題に関する事、(4)その他、スクールバスの運行に関する事を規定しております。

第3条、組織については、検討委員会は委員長及び委員をもって組織することとし、第2項で委員長は教育部学務課長とすること、第3項で委員は教育部教育総務課長、教育部指導課長、企画財政部交通政策課長、市民部市民安全担当課長、その他委員長が必要と認める者をもって構成することを規定しております。

第4条、会議については、検討委員会は委員長が招集し、その議長となり、第2項で検討委員会は必要に応じて委員以外の者の出席を求め、説明または意見を聴くことができることとしております。

第5条、検討委員会の庶務は教育部学務課において処理することとし

ております。

第6条、その他では、この要綱に定めるもののほか、検討委員会の運営に関し必要な事項は教育長が別に定めることとしております。

最後に附則でございますが、この要綱は令和5年1月5日から施行することといたしました。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

職務代理者
各委員
職務代理者

この点につきまして、質疑はありませんか。

なし

よろしいですか。

ほかに、その他何かありますか。

学校給食課長。

学校給食課長

学校給食課でございます。

お配りしております資料のほうをご覧ください。

給食センターにおける令和5年度の受配校の変更についてご説明をさせていただきます。

まず、1の受配校の変更では、令和4年度と令和5年度の各給食センターで給食を提供している学校と提供食数をお示ししております。なお、提供食数には教職員分が含まれております。令和5年度につきましては、全ての給食センターで調理能力を上回る提供食数が見込まれておまして、調理員などの負担が大きくなることが予想されます。中でも、令和4年度の受配校のままですと、令和5年度に中央学校給食センター第1調理場の提供食数が調理能力を大幅に上回り、負担が大きいことから、第1調理場受配校の中で最も児童数の少ない小林北小学校を中央学校給食センター第2調理場の受配校に変更することで、各給食センターにおける提供食数のバランスを図るものでございます。

これによりまして、中央学校給食センター第1調理場につきましては令和5年度、小学校6校、調理能力3,000食のところ3,336食、中央学校給食センター第2調理場につきましては小学校7校、調理能力3,000食のところ3,278食、印旛学校給食センターにつきましては小学校5校、中学校2校、調理能力2,000食のところ2,081食、牧の原学校給食センターにつきましては中学校7校、調理能力3,000食のところ3,144食、合計調理能力1万1,000食のところ1万1,839食という状況でございます。

なお、小林北小学校以外の学校につきましては、変更はございません。

次に2の欄の受配校の変更に係る今後の手続についてでございます。令和5年2月から3月の間で配送、回送ルートを確認し、ルートと時間を決定。あわせまして、関係校の保護者へ通知をし、4月から変更後の受配校で給食の提供を開始してまいりたいと考えております。

以上でございます。

職務代理者

この点につきまして、質疑はありませんか。

各 委 員 職 務 代 理 者	なし よろしいですか。 これで日程第12 その他を終わります。 私の議事進行役はこれで終了し、進行を教育長にお戻しします。 よろしく願いいたします。
教 育 長	ありがとうございました。 それでは、ここで暫時休憩をいたします。
	(16時54分) (17時00分)
教 育 長	それでは、再開いたします。 ただいま大野忠寄教育長職務代理者から教育委員の辞職願が提出をされました。 お諮りいたします。 大野忠寄委員の教育委員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることにご異議ありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議なし 異議なしと認めます。 したがって、大野忠寄委員の教育委員辞職の件を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題とすることに決定いたしました。
(教育委員辞職の件) 教 育 長	追加日程第1 大野忠寄委員の教育委員辞職の件を議題といたしません。 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第6項の規定により、大野忠寄委員の退席を求めます。 (大野委員退席)
教 育 長	それでは、教育部長に辞職願を朗読させます。
教 育 部 長	教育部長。 辞職願。 私儀、一身上の都合により、令和5年1月31日をもって印西市教育委員を辞職いたします。 ご受理賜りますようよろしくお願い申し上げます。 印西市教育委員、大野忠寄。 印西市教育委員会教育長、大木弘様。 以上でございます。
教 育 長	ありがとうございました。 それでは、お諮りいたします。 大野忠寄委員の教育委員辞職の件について、同意することにご異議はありませんか。
各 委 員 教 育 長	異議なし 異議なしと認めます。

したがって、大野忠寄委員の教育委員辞職の件につきましては同意されました。

大野忠寄委員の入室を認めます。

(大野委員入室)

教 育 長

それでは、ただいま大野忠寄委員の委員辞職について教育委員会として同意が認められましたので、ここで大野忠寄委員から一言ご挨拶をいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

大 野 委 員

失礼いたします。

この度は長年お世話になりました教育委員について、今、認めていただきましてとお辞することになりました。

今まで教育長をはじめ委員の皆様、それから事務局の皆様方、お世話になりました。大変ありがとうございます。11年と4か月という間でしたが、私がどれだけの影響力を与えられたのか定かではございませんが、できる限りのことは今までさせていただいたつもりでおります。

今まで大変長い間ありがとうございました。

教 育 長

ありがとうございました。

それでは、事務局から次回教育委員会会議の開催日について連絡があります。

教育総務課長、お願ひいたします。

教育総務課長

それでは、次回、令和5年第2回印西市教育委員会定例会は、2月21日火曜日午後2時から、こちらの41会議室で行う予定でございます。よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(閉議の宣告)

教 育 長

それでは、以上で本日の日程は全て終了いたしましたので、会議を閉じます。

(閉会の宣告)

以上をもちまして、令和5年第1回印西市教育委員会定例会を閉会いたします。どうもお疲れさまでした。

(17時07分)

印西市教育委員会会議規則第31条の規定により、上記会議の顛末を録し相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年1月25日

教 育 長	大 木	弘
署 名 委 員	栃 尾	知 子